

募集型企画旅行ご旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、アサヒタクシー株式会社 アサヒ観光(以下「当社」といいます) が企画・実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます) によります。

アサヒタクシー株式会社 (広島県知事登録旅行業第 2-116 号) 広島県福山市新涯町二丁目 20 番 11 号

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社にて所定の申込書 (以下「申込書」といいます) に所定の事項を記入のうえ、ホームページ、パンフレット等に記載した申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約料の一部として取り扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金又は旅行代金全額を受領した時に成立するものといたします。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に届いた日の翌日から起算して 3 日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金又は旅行代金全額の支払いをしていただきます。この期間内に申込金又は旅行代金全額の支払いがなされない場合、当社は、お申込みはなかったものとして取り扱います。

3. お申込み条件

- (1) 18 才未満の方は親権者の同意書が必要です。旅行開始の時点で、13 才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、お客様が当社のあらかじめ明示した年齢・資格・性別・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになった場合はご参加をお断りする場合があります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬 (盲導犬、聴導犬、介助犬) をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい (旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせて

いただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

- (6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。
- (9) お客様が暴力団員、暴力団関係者・その他反社会的勢力であると判明したときは、ご参加をお断りする場合があります。

4. 旅行代金の支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金について

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満13才以上の方はおとな代金、満7才以上13才未満の方はこども代金を適用します。
- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日やご利用人数等でご確認ください。
- (3) 「旅行代金」は、2(1)の「申込金」、11(1)の「取消料」、11(2)の「違約料」、及びの17「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告・ホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費・食事代・入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2) その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明します。

9. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想

定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日前にあたる日より前にお客様に通知します。

10. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、お客様は当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。また、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

11. 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しされる場合には次に記載の取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまからは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行他
21 日目に当たる日以前の解除	無料	無料
20 日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 20%	無料
10 日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
7 日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
美連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%
旅行開始後の解除	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

- (2) 旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料いただきます。
- (3) お客様のご都合による出発日のコース変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

12. 旅行開始前の契約解除

(1) お客様の解除権

- [1] お客様は、前項で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込みいただいた当社の営業時間内にお受けします。
- [2] お客様は、次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が 17.1 で掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
 - 9.に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- [3] 当社は、12 (1) [1] により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、12 (1) [2] により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金） 全額を払戻しいたします。

(2) 当社の解除権

- [1] お客様が 4.に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、11.に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前） に旅行中止の通知をいたします。
 - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

13. 旅行開始後の契約解除

(1) お客様の解除権

- a. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- b. お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- c. 13 (1) b の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払戻します。

(2) 当社による旅行契約の解除

- a. 当社は、次に掲げる場合においてお客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社

の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

14. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、募集型企画旅行旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配代行させた者が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 手荷物について生じた13-1の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は、14(1)の責任を負いません。
 - a.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b.運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害、サービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - c.官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - d.自由行動中の事故
 - e.食中毒
 - f.盗難
 - g.運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

15. 特別補償

- (1) 当社は、前項1に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項1の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が支払うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は、本項1の補償金及び見舞金を支払いません。
- (3) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (4) 当社が本項1に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

16. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権

利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

- (3) お客様は、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万一ホームページ・パンフレット等に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又は当社に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、障害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合においてこれが当社の帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

17. 旅程補償

1. 当社は、次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、5.で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。但し、当該変更について当社に14(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は、変更補償金を支払いません。（但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

(2) 12.及び13.の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は、変更補償金を支払いません。

(3) パンフレット・ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は、変更補償金を支払いません。

2. 本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は4に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更保証金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0

6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は經由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
<p>注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に通知した場合をいいます。</p> <p>注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、おの表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。</p> <p>注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送期間が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。</p> <p>注4 第4号に掲げる運送期間の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取扱います。</p> <p>注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第九号によります。</p>		

18. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）から、会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

- 1 お申込みに際し、「カード名」、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カードの有効期限」等を、当社にお申し出いただきます。
- 2 旅行契約は、当社が承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- 3 通信契約における「カード利用日」とは会員及び当社が旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は「契約成立日」、後者の場合は「契約解除のお申し出があった日」となります。
- 4 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は、通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は10.(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

19. 個人情報の取扱い

- 1 当社らは、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、旅行商品の開発や、旅行商品のご案内やお客様にお届けするためや、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

20. その他

- 1 集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- 2 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。
- 3 本項 2 の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社は、その係る費用の請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- 4 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 5 パンフレット・ホームページ等に運行する貸切バス会社名が明記されていない場合は、旅行開始日の前日までに郵送もしくはファックスまたは電子メールで通知いたします。ご希望されないお客様は、係員にお知らせください。

この旅行条件書は2020年4月1日を基準としています。